

坂井郡介護保険広域連合

編集・発行

坂井郡介護保険広域連合 〒913-8511 三国町水居17-45 (瀬井呉坂井合同庁舎内)
TEL 0776-82-2800 FAX 0776-82-8855 E-mail: s-kouiki@mitene.or.jp

vol. **4**

平成13年3月15日



要介護者に人気のあるデイサービス

よりよいサービスをめざして



介

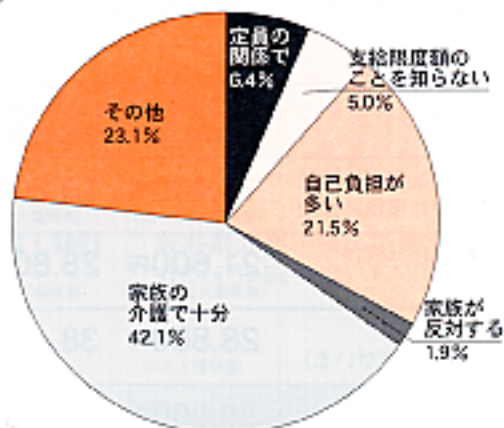
介護保険制度のスタートから一年を迎えようとしています。広域連合が

実施した「介護サービス実態調査」では、「要介護者の不安をなくすことができた。」「家族の負担が軽減された。」「など評価する声と、一方では利用料負担やサービス入手続きの問題も指摘の声をいただきました。

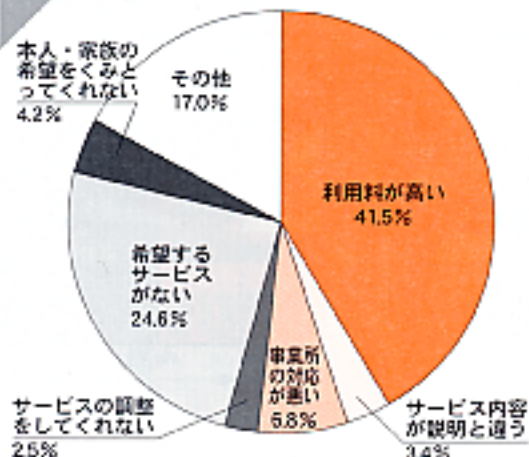
より適切な介護保険制度の運営をめざして取り組みが、制度定審への課題となつていきます。

～在宅サービス利用者の一部を紹介します～

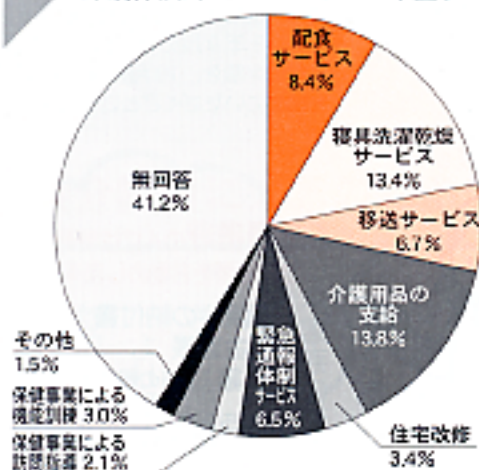
支給限度額いっぱい使用しない理由



介護サービスに不満の理由



介護保険外サービスとして希望するもの



介護サービス利用者等
実態調査結果

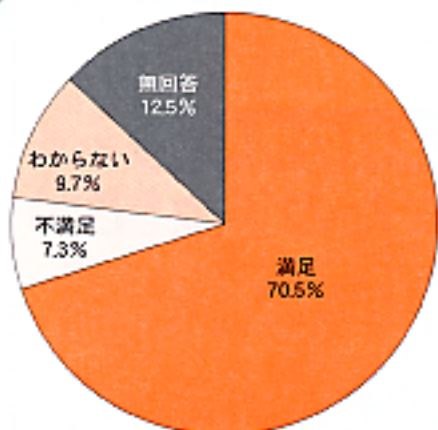
調査期間 平成12年10月1日～12月25日

広域連合では、介護サービスの現状など、利用者から見た介護保険制度の考え方を把握するため、このほど市内の高齢者一、〇五人を対象に実態調査を行いました。
今後、この結果を分析し、より適切な保険制度の運営をめざしていきます。



	在宅で利用している方	在宅で利用していない方	施設で受けている方
対象者	1,217人	88人	800人
回答者	1,000人	88人	610人
回収率	82%	100%	76%

利用している介護サービスについて



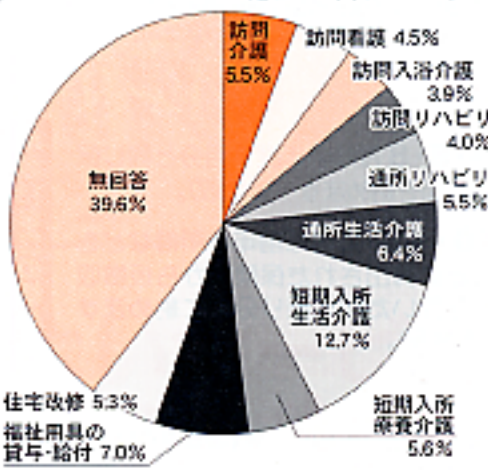
このようないたご意見もいただいています

●ヘルパーさんが来てきちんとしてくれることが大変うれしい

●訪問介護をしてもらい、いろんな事を聞かせてもらえる事が助かります。週2回のデイサービスを受けて、入浴出来る事を本人も楽しみにしています。

●ケアマネージャーの方が毎月来てくださるので気軽に話せ、安心して利用できます。

どのようなサービスを追加して受けたいですか



ご存知ですか

居室の要介護者が、入浴や排せつ等に用いる福祉用具（特定福祉用具）を購入したときの購入費及び、手すりの取付け等の住宅改修を行ったときの改修費については、その支給限度基準額の9割相当額が支給されます。

■福祉用具購入費

支給限度基準額 年間10万円

腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分など

■住宅改修費

支給限度基準額 一律20万円

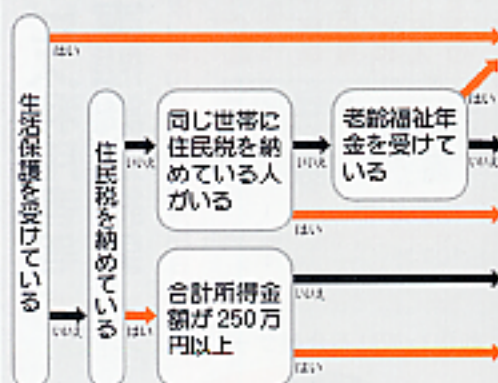
手すりの取付け、床段差の解消、滑り防止、移動の円滑化等のための床材変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え等



いずれも申請の手続きが必要ですが、詳しくは役場介護保険担当課、または、広域連合までお問い合わせください。

65歳以上のおみなさんの保険料

保険料の決まり方



段階	対象者	平成13年度の保険料(年額)	平成14年度の保険料(年額)
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で本人および世帯全員が住民税非課税	14,400円 (基準額×0.5×3/4)	19,200円 (基準額×0.5)
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税	21,600円 (基準額×0.75×3/4)	28,800円 (基準額×0.75)
第3段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる)	28,800円 (基準額×3/4)	38,400円 (基準額)
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円未満の人	36,000円 (基準額×1.25×3/4)	48,000円 (基準額×1.25)
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上の人	43,200円 (基準額×1.5×3/4)	57,600円 (基準額×1.5)

保険料の納め方

納め方は2種類。受給している年金の額によって異なります。

あなたの年金[老齢(退職)年金]額は？

年金額が年額18万円
(月額1万5千円)以上

特別徴収

年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

※老齢福祉年金・遺族年金・障害年金については差し引きの対象にはなりません。

年金額が年額18万円
(月額1万5千円)未満

普通徴収

送付される納付書にもとづいて、保険料を個別に納めます。

※各町役場の出納窓口または最寄りの金融機関で納めていただきます。

4・6・8月は前年度2月分と同じ保険料額を納めます(仮徴収)。

10・12・2月は前年の所得などをもとに算出された保険料から仮徴収分を除いた額を振り分けて納めます(本徴収)。

平成13年度の納め方

送付される納付書の納期にしたがって納めます。

※平成12年度中に65歳になったひとは、年金の額に関係なく9月分までは普通徴収で納めます。



普通徴収の人には便利な
口座振替をお勧めします!

- ・保険料の納付書
- ・預金通帳
- ・印鑑(通帳の届け出印)

これらをもって
町指定金融機関へ

年金額が年額18万円以上の人でもこんなときは個別に納めます。

- 年度途中で65歳になったとき
- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- 年度途中で他の市区町村から転入したとき
- 年度の初め(4月1日)の時点で年金を受けていなかったとき など



〒913-8511
三國町水居一七(四五)
(東坂井公民館内) 電話
八二二八〇〇(内線番)

■ 申込手続き
市販の履歴書に必要事項を記入し、4月20日(金)までに申し込みください。

■ 問い合わせと申し込み先
坂井町介護保険広域運営センター
総務課

・ 昭和36年4月2日以降に生まれた方
・ 介護福祉士、介護支援専門員等の保健福祉の有資格者
・ 普通自動車運転免許を持っている方

■ 募集人員 1名
■ 応募資格
5月1日からの勤務が可能な方で、次の条件を満たす方。

■ 募集人員 1名
■ 応募資格
5月1日からの勤務が可能な方で、次の条件を満たす方。

■ 募集人員 1名
■ 応募資格
5月1日からの勤務が可能な方で、次の条件を満たす方。

■ 募集人員 1名
■ 応募資格
5月1日からの勤務が可能な方で、次の条件を満たす方。

募集

広域連合委託職員
介護認定調査員